

自然公園の概要、制度について



1

1 自然公園の概要

(1) 自然公園とは

自然公園法（目的）

第1条 この法律は、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的とする。

●自然公園の種類

国立公園：環境大臣（国）が指定、国の所管（許可等）

国定公園：環境大臣（国）が指定、県の所管（許可等）

県立自然公園：知事（県）が指定、県の所管（許可等）

1 自然公園の概要

(2) 県内の自然公園

国立公園 2ヶ所

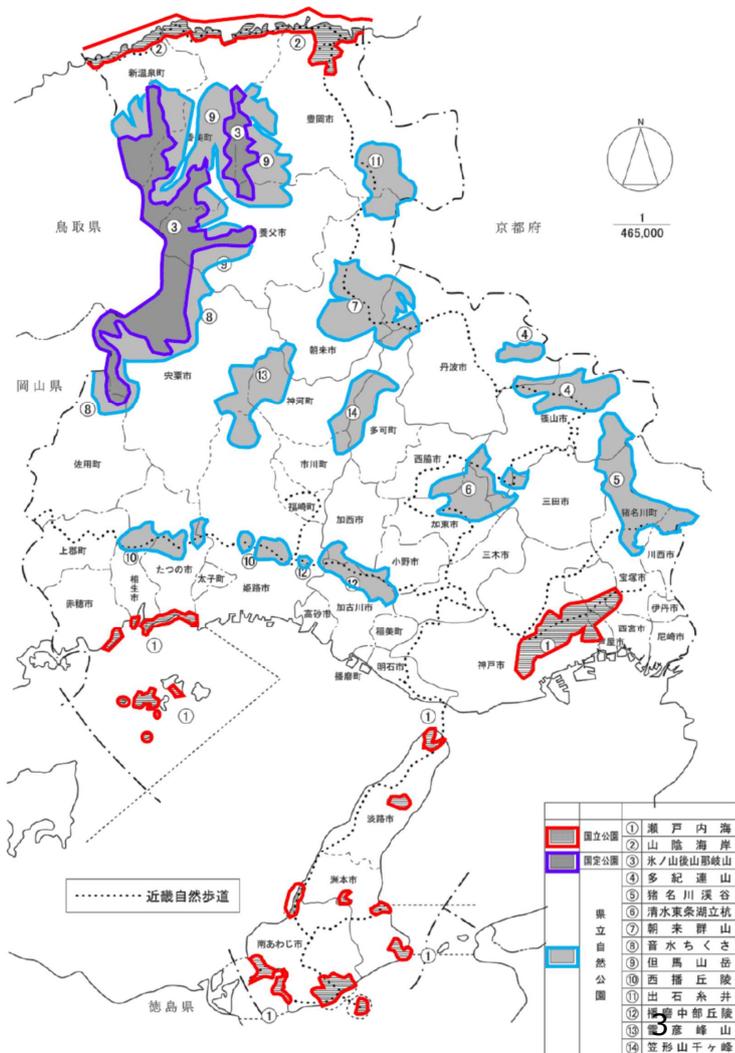
瀬戸内海国立公園
山陰海岸国立公園

国定公園 1ヶ所

氷ノ山後山那岐山国定公園

兵庫県立自然公園 11ヶ所

※県土の約20%が自然公園



1 自然公園の概要

(3) 県内の自然公園の面積

※県土の約20%が自然公園

種別	所管	公園面積 (ha)	特別保護地区 (ha)	特別地域 (ha)	普通地域 (ha)
国立公園 瀬戸内海、山陰海岸	指定：環境省 許可等：環境省	19,524 (12%)	1,060 (1%)	15,493 (9%)	2,971 (2%)
国定公園 氷ノ山後山那岐山	指定：環境省 許可等：県	25,200 (15%)	247 (0.1%)	24,475 (15%)	478 (0.3%)
県立自然公園 多紀連山等11地区	指定：県 許可等：県	121,357 (73%)	—	35,943 (22%)	85,414 (51%)
合計		166,081 (100%)	1,282 (1%)	75,870 (46%)	88,863 (53%)

県立自然公園

- ◇多紀連山 ◇猪名川溪谷 ◇清水東条湖立杭 ◇朝来群山
- ◇音水ちくさ ◇但馬山岳 ◇西播丘陵 ◇出石糸井
- ◇播磨中部丘陵 ◇雪彦峰山 ◇笠形山千ヶ峰

1 自然公園の概要

(4) 自然公園の歴史と特徴

- ・ 昭和6年：日本の自然公園制度は、国立公園法の制定をもって発足
- ・ 昭和9年：第1号の国立公園として瀬戸内海・雲仙・霧島を指定
- ・ 昭和24年：国立公園に準ずる地域を国定公園として指定する制度が設けられ、国立公園・国定公園の指定が進む
- ・ 昭和32年：国立公園法が自然公園法に改正、現在の自然公園体系が確立
- ・ 昭和45年：兵庫県立自然公園条例施行

自然公園

民有地などを含む土地に、土地所有の変更を加えずに広大な自然の風景地を地域指定し、行為規制により風景地の保護を図るとともに、公園的な利用を図る。(地域性公園)



都市公園

国や地方公共団体が公園専用地として土地を所有し、一体的に整備・管理する。
(営造物公園)

5

2 自然公園制度について

(1) 公園計画について

自然公園では、公園ごとに、その指定の目的である自然の保護と利用の増進を図るための公園計画が定められることとなっている。公園計画は、主に保護規制計画と利用施設計画からなっている。

施設計画

(1) 公園事業の執行手続きに係るもの

規制計画

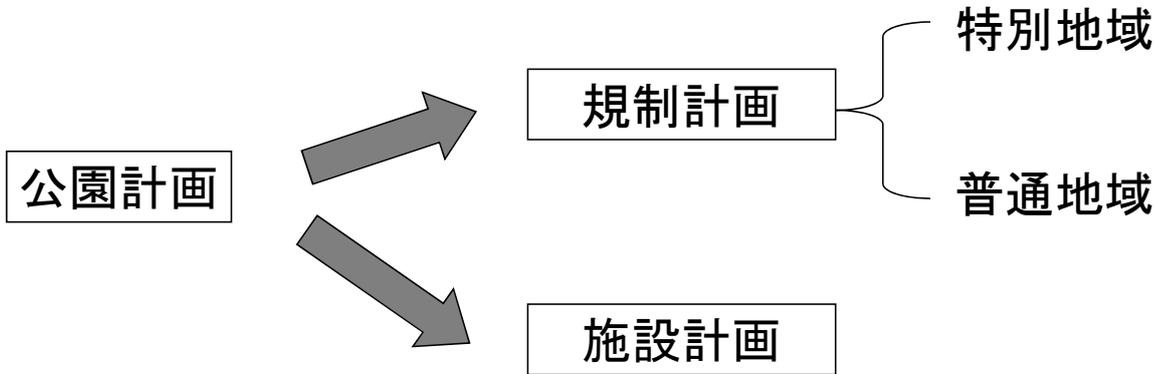
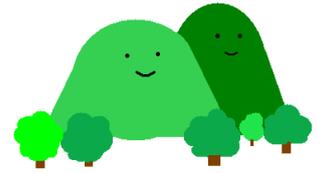
(2) 行為の許可手続きに係るもの

(3) 行為の届出手続きに係るもの

6

2 自然公園制度について (2) 公園計画のイメージ

(図...解説編p7)



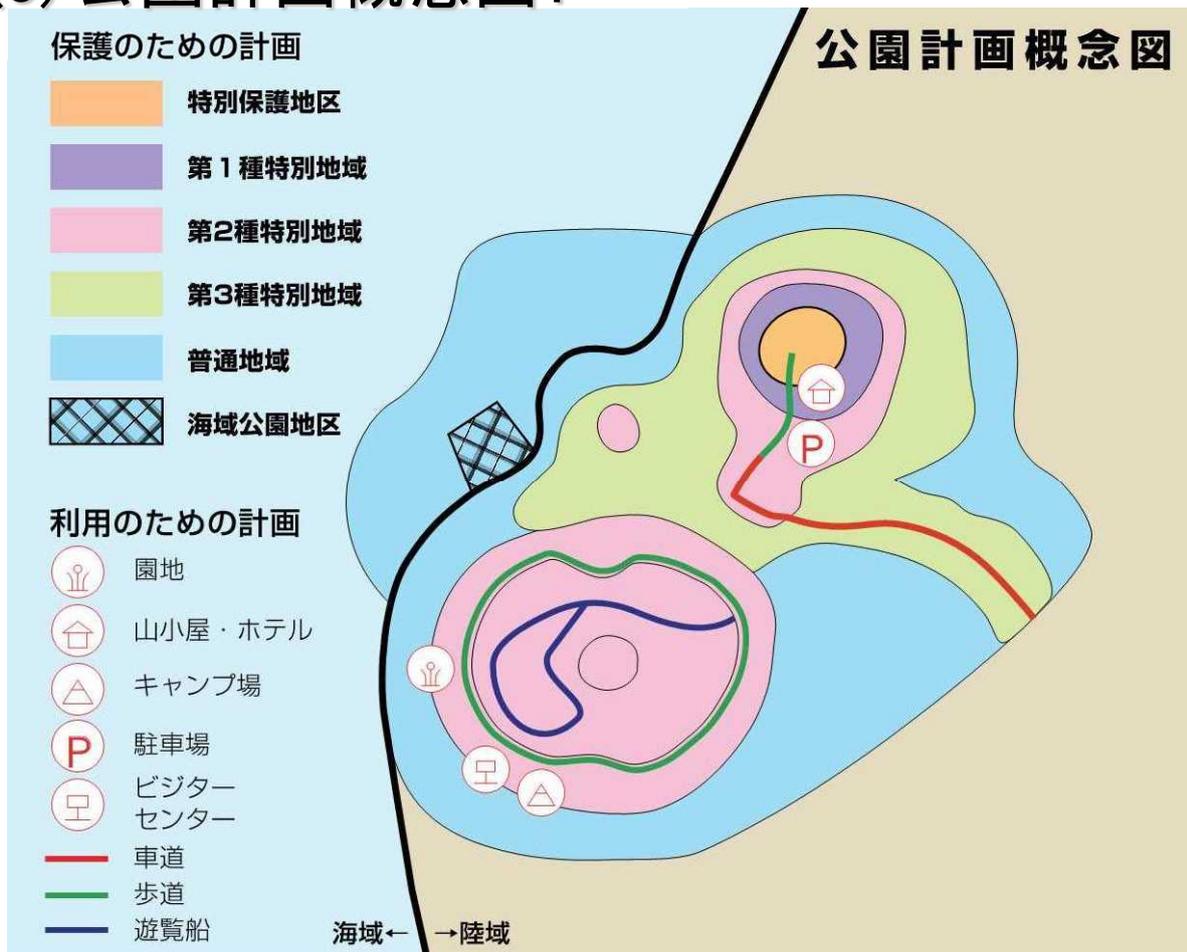
○自然保護と自然活用
両方の適切な調整が必要

公園事業

道路 橋 広場 園地
休憩所 博物館……

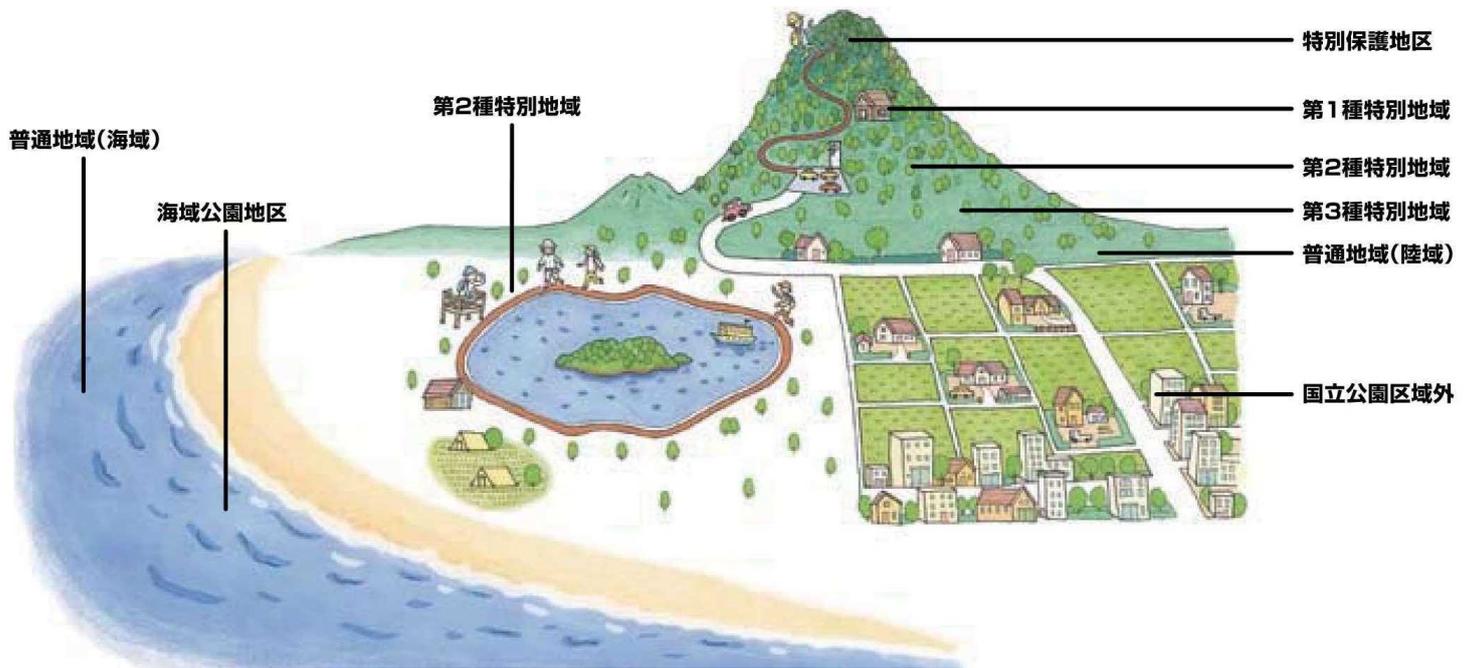
7

2 自然公園制度について (3) 公園計画概念図1



8

2 自然公園制度について (3) 公園計画概念図2



9

2 自然公園制度について (4) 特別地域・普通地域指定

自然公園法に基づき、国立公園・国定公園は環境大臣が、県立自然公園は知事が区域を定めて指定している。

県立自然公園の場合、区域の指定、指定の解除、及び区域の変更を行う場合は、兵庫県環境審議会の意見を聴かなければならない。

■ 特別地域（特に景観に配慮すべき地区）

特別地域

特別保護地区※

- 第1種特別地域
- 第2種特別地域
- 第3種特別地域

風景保護の必要性

■ 普通地域（特別地域以外）

※県立自然公園においては、特別保護地区の指定はない

10

2 自然公園制度について

(5) 自然公園の許認可事務の権限

●国立公園・・・環境大臣

瀬戸内海国立公園

神戸自然保護官事務所（兵庫県域を担当）

山陰海岸国立公園

竹野自然保護官事務所

（兵庫県域のうち豊岡市、香美町を担当）

浦富自然保護官事務所

（兵庫県域のうち新温泉町を担当）

●国定公園、県立自然公園・・・県知事

平成13年4月から県民局長に委任

11

3 開発行為の規制

(1) 特別地域、普通地域の違い

行為	特別地域	普通地域
規制される行為	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工作物の新築・改築・増築（電柱、森林施設等） ・ 土地の形状変更（森林施設等） ・ 鉱物の掘採・土石の採取 ・ <u>木竹の伐採（森林間伐）</u> 下線は特別地域のみ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工作物の新築・改築・増築（太陽光発電施設※等） ・ 土地の形状変更（残土処分場、廃棄物最終処分場、林道、森林作業道等） ・ 鉱物の掘採・土石の採取
行為に対する対応	申請、許可	届出（保護に必要な場合は、禁止、制限、必要な措置を命ずる）
提出書類	申請書、図面、自然環境調査書類（1ha以上の場合）	届出書、図面

※令和2年3月より、「小規模太陽光発電所に関する自然環境調査指針〔県〕」に基づき、0.5ha以上の太陽光発電施設の設置にあたっては、自然環境調査（植物、動物、生態系等）を求めている。

12

3 開発行為の規制

(2) 特別地域の規制行為

自然公園条例第9条（特別地域）〔自然公園法第20条（特別地域）も同様〕

- 4 特別地域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為又は第3号に掲げる行為で森林の整備及び保全を図るために行うものについては、この限りでない。
- (1) 工作物を新築し、改築し、又は増築すること。
 - (2) 木竹を伐採すること。
 - (3) 知事が指定する区域内において木竹を損傷すること。
 - (4) 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。
 - (5) 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
 - (6) 広告物その他これに類する物を掲出し、若しくは設置し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること。
 - (7) 屋外において土石その他の知事が指定する物を集積し、又は貯蔵すること。
 - (8) 水面を埋め立て、又は干拓すること。
 - (9) 土地を開墾し、その他土地の形状を変更すること。
 - (10) 高山植物その他の植物で知事が指定するものを採取し、又は損傷すること。
 - (11) 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。
 - (12) 山岳に生息する動物その他の動物で知事が指定するものを捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。
 - (13) 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを放つこと（当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。）。
 - (14) 屋根、壁面、塀、橋、鉄塔、送水管その他これらに類するものの色彩を変更すること。
 - (15) 湿原その他これに類する地域のうち知事が指定する区域内へ当該区域ごとに指定する期間内に立ち入ること。
 - (16) 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち知事が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
 - (17) 前各号に掲げるもののほか、特別地域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがある行為で規則で定めるもの

3 開発行為の規制

(3) 普通地域の規制行為

自然公園条例第11条（普通地域）

〔自然公園法第33条（普通地域）も同様〕

（普通地域）

第11条 自然公園の区域のうち特別地域に含まれない区域（以下「普通地域」という。）内において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、知事に対し、規則で定めるところにより、行為の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他規則で定める事項を届け出なければならない。

- (1) その規模が規則で定める基準を超える工作物を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築後において、その規模が規則で定める基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）。
- (2) 特別地域内の河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
- (3) 広告物その他これに類する物を掲出し、若しくは設置し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること。
- (4) 水面を埋め立て、又は干拓すること。
- (5) 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。
- (6) 土地の形状を変更すること。

3 開発行為の規制 (4) 普通地域での工作物基準

自然公園法施行規則第14条（工作物の基準）

〔県立自然公園条例施行規則第19条（工作物の基準）と同様〕
（工作物の基準）

第19条 条例第11条第1項第1号に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げる工作物につき、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 建築物 高さ13メートル又は延床面積1,000平方メートル
- (2) 送水管 長さ70メートル
- (3) 鉄塔 高さ30メートル
- (4) ダム 高さ20メートル
- (5) 鋼索鉄道 延長70メートル
- (6) 索道 傾斜亘長600メートル又は、起点と終点の高低差200メートル
- (7) 別荘地の用に供する道路 幅員2メートル
- (8) 遊戯施設（建築物を除く。） 高さ13メートル又は水平投影面積1,000平方メートル
- (9) 太陽光発電施設（土地に定着するものに限る。） 同一敷地内の地上部分の水平投影面積の和1,000平方メートル

15

4 施設計画（県による、施設計画の事例）

公園事業として施設計画を行い、自然公園の利用促進を図っている。



とのみね自然交流館
【雪彦峰山県立自然公園】
神河町川上



六甲山ビジターセンター
【瀬戸内海国立公園（六甲地域）】
神戸市灘区六甲山町北六甲



黒川自然公園センター
【朝来群山県立自然公園】
朝来市生野町黒川

16